

尾道市総合計画後期基本計画

附属資料

1 尾道市総合計画策定条例

平成 27 年 9 月 28 日
条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、尾道市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来にわたる健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図るために策定する市政の総合的な計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の発展方向及び将来像を示し、これらを達成するために必要な施策の大綱を定めるもので、基本計画の基礎となるものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を明らかにしたもので、計画実施の基礎となるものをいう。

(尾道市総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、尾道市総合計画審議会条例(昭和 47 年条例第 34 号)第 1 条に規定する尾道市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第 5 条 基本計画は、市長が、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(尾道市総合計画審議会条例の一部改正)

2 尾道市総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 尾道市総合計画審議会条例

昭和 47 年 6 月 27 日
条例第 34 号

(名称及び目的)

第 1 条 この審議会は、尾道市総合計画審議会と称し、尾道市総合計画策定条例(平成 27 年条例第 34 号)第 3 条の規定に基づく諮問に応じ、尾道市の将来にわたる総合計画の基本構想及び基本計画について審議策定し、市長に答申することを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 40 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市議会の議員
- (4) 各種団体の役員又は職員
- (5) 市民の代表
- (6) 市の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員の職を失なうものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長 1 名及び副会長 2 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから会長の推せんに基づいて、市長が委嘱する。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が審議会にはかって、これを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年11月1日条例第47号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和47年条例第46号)の施行の日(昭和47年11月20日)から施行する。

付 則(昭和47年12月25日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年10月20日条例第31号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和54年条例第30号)の施行の日(昭和54年11月1日)から施行する。

付 則(昭和58年3月24日条例第7号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第6号)の施行の日(昭和58年4月1日)から施行する。

付 則(平成5年3月24日条例第2号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成5年条例第1号)の施行の日(平成5年4月1日)から施行する。

付 則(平成8年3月26日条例第4号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成8年条例第3号)の施行の日(平成8年4月1日)から施行する。

付 則(平成11年3月25日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月23日条例第8号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成13年条例第7号)の施行の日から施行する。

付 則(平成16年3月24日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月22日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月19日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月22日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年9月28日条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月15日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3 尾道市総合計画策定に関する規則

昭和 47 年 8 月 28 日
規則第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、尾道市総合計画策定条例(平成 27 年条例第 34 号)に基づく総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(計画策定の原則)

第 2 条 総合計画は、関係機関等と連絡協調を保ちながら、効率よく実施できるよう策定しなければならない。

(実施計画の策定)

第 3 条 市長は、基本計画で定めた基本的施策を実現するための具体的な事業及び施策を明らかにした実施計画を策定することができる。

(策定会議)

第 4 条 総合計画の試案策定及び総合計画に関する重要事項を審議するため、尾道市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

2 策定会議は、副市長及び職員のうちから市長が任命する者をもって組織する。

3 策定会議は、副市長が主宰する。

4 副市長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 策定会議の事務を処理するため、企画財政部に事務局を置く。

2 事務局長は、市長が任命する職員をもって充てる。

(部門別計画)

第 6 条 尾道市部設置条例(昭和 31 年条例第 24 号)第 2 条に規定する部、因島総合支所、御調支所、向島支所、瀬戸田支所、教育委員会教育総務部、教育委員会学校教育部、上下水道局、病院事業局及び消防局長(以下「部局長」という。)は、所管事務に属する事項について部門別計画を作成し、策定会議に提出しなければならない。

2 課(これに相当するものを含む。以下同じ。)の長(以下「課長」という。)は、所属部局長の命を受けて所管事項について現状のは握及びその問題点を摘出して、部門別計画を作成し、所属部局長に提出しなければならない。

(計画主任)

第 7 条 各課に部門別計画の企画立案に関する事務を担当させるため、計画主任を置く。

2 計画主任は、課長が所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

3 各課長は、計画主任を指名し、又は指名替えしたときは、その職氏名を事務局長に報告しなければならない。

(事務局長の資料の提出要求)

第 8 条 事務局長は、必要があると認めるときは、計画主任に対して総合計画策定に関する資料の提出を求めることができる。

2 前項の要求があったときは、計画主任は直ちに必要資料を作成し、所属課長の承認を得て事務局長に送付しなければならない。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 50 年 10 月 30 日規則第 37 号)

この規則は、昭和 50 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(昭和54年11月1日規則第48号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年4月1日規則第16号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年4月1日規則第14号)抄
1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年4月1日規則第16号)
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の尾道市行政組織規則の規定により、付則別表左欄の部課に所属する職員は、別に辞令が発せられない限り、同表右欄の部課に勤務を命ぜられたものとみなす。

付則別表

左欄		右欄	
市長公室	企画課		企画室
	秘書広報課	総務部	秘書広報課
都市部	都市計画課	都市部	都市デザイン課
開発事業部	再開発課	再開発部	再開発課

付 則(平成10年4月1日規則第14号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年4月1日規則第17号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日規則第23号)抄
1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月24日規則第19号)抄
1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月2日規則第86号)
この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成17年3月25日規則第106号)
この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成18年1月10日規則第3号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第36号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日規則第58号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年10月18日規則第65号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第35号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第42号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年9月28日規則第56号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月28日規則第20号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月29日規則第39号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和2年12月8日規則第71号)
この規則は、公布の日から施行する。

4 尾道市総合計画審議会分科会設置要綱

(目的)

第1条 尾道市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務の円滑な運営を図るため、次の尾道市総合計画審議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

元気あふれるまち部会
人がつながるまち部会
安心して暮らせるまち部会

(職務)

第2条 分科会は、次の事項を分掌する。

元気あふれるまち部会
産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくりに関すること
人がつながるまち部会
魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくりに関すること
安心して暮らせるまち部会
誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくりに関すること

(組織)

第3条 分科会は、審議会の委員（以下「委員」という。）若干名をもって組織する。

(委員の指名)

第4条 分科会に属する委員（以下「所属委員」という。）は、審議会会長が指名する。

(会長及び会長代理)

第5条 分科会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長及び会長代理は、所属委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を掌理し、分科会の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 分科会の会議は、所属委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 分科会の議事は、出席所属委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員等の出席)

第7条 委員は、その所属する分科会以外の分科会の会議に出席することができる。ただし、発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

- 2 会長は、分科会の会議において必要があると認めるときは、所属委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、企画財政部において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し、必要な事項は、審議会会長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年7月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年9月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。

5 尾道市総合計画審議会委員名簿

(順不同)

職務	氏名	所属・役職等	A	B	C
会長	藤澤 毅	尾道市立大学 学長	○	○	○
副会長	高本 訓司	尾道市議会 議長			○
副会長	福井 弘	尾道商工会議所 会頭	○		
部会長	村上 祐司	因島商工会議所 会頭	○		
部会長	森本 幾子	尾道市立大学経済情報学部 准教授		○	
部会長	加納 彰	尾道市社会福祉協議会 会長			○
部会長代理	村上 俊二	尾道市農業協同組合 専務	○		
部会長代理	吉浦 史貴	尾道市PTA 連合会 会長		○	
部会長代理	緒方 恵理子	子育てサロン連絡協議会 会長			○
	青木 透	尾道しまなみ商工会 会長	○		
	今岡 正英	尾道青年会議所 理事長		○	
	〔安楽城 大作〕	〔前尾道青年会議所 理事長〕			
	恵谷 一雄	尾道市水産振興協議会 会長	○		
	〔吉岡 照明〕	〔前尾道市水産振興協議会 会長〕			
	岡野 斉也	尾道市議会 福祉環境委員長			○
	〔山戸 重治〕	〔前尾道市議会 民生委員長〕			
	柿本 和彦	尾道市議会 副議長		○	
	〔宮地 寛行〕	〔前尾道市議会 副議長〕			
	柏原 早希	市民代表		○	
	樫本 登美子	尾道商工会議所女性会 会長	○		
	河岡 定子	市民代表		○	
	木村 順子	市民代表			○
	小林 暢善	尾道市文化協会 会長		○	
	小林 亮大	市民代表	○		
	小山 重夫	尾道市歯科医師会 監事			○
	酒井 清文	因島歯科医師会 会長			○
	瀬尾 暁史	広島経済同友会尾道支部 支部長	○		
	辻 ひとみ	尾道市保健推進員連絡協議会 副会長			○
	豊田 雅子	NPO 法人尾道空き家再生プロジェクト 代表理事		○	
	花田 結麻	市民代表		○	
〔前副会長〕	福原 謙二	尾道市議会 総務経済委員長〔前尾道市議会 議長〕	○		
	〔星野 光男〕	〔前尾道市議会 総務委員長〕			
	〔二宮 仁〕	〔前尾道市議会 産業建設委員長〕			
	藤井 温	因島医師会 会長			○
	藤川 和美	市民代表		○	
	光原 百合	尾道市立大学芸術文化学部 教授		○	
	三宅 宏	尾道観光協会 会長	○		
	宮野 良隆	尾道市医師会 会長			○
	向井 ちほみ	広島県総括官(デジタルトランスフォーメーション戦略)	○		
	山根 信行	尾道市議会 教育スポーツ委員長		○	
	澤田 昌文	尾道市副市長			○
	富永 嘉文	尾道市副市長	○	○	

※令和4年(2022年)2月6日現在。〔 〕内は前任者の氏名・所属等。

- A 元気あふれるまち部会
- B 人がつながるまち部会
- C 安心して暮らせるまち部会

6 尾道市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

尾企政第155号
令和3年6月6日

尾道市総合計画審議会会長 様

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

尾道市総合計画後期基本計画について、尾道市総合計画審議会条例（昭和47年条例第34号）第1条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

7 尾道市総合計画後期基本計画について（答申）

令和4年2月6日

尾道市長 平谷 祐宏 様

尾道市総合計画審議会
会長 藤澤 毅

尾道市総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年6月6日付けで諮問を受けた尾道市総合計画後期基本計画について、慎重に審議した結果を別添のとおり答申いたします。

この後期基本計画は、前期基本計画を継承しながらも、前期5年間で実施した施策の検証を行い、現状と課題を把握したうえで、平成28年に定めた尾道市総合計画基本構想に掲げる都市像「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」の実現に向けて取り組むべき施策を示した計画としました。

貴職におかれましては、速やかに後期基本計画を策定されるとともに、当審議会の審議過程を十分尊重し、社会・経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応しながら、計画に掲げた施策の実施に着実に取り組まれることを希望します。

8 尾道市総合計画後期基本計画策定の経過

年月日	項目	主な内容
令和2年(2020年) 11月9日	第1回策定会議開催	策定方針、策定フロー、策定スケジュール
11月20日	第1回課長会議開催	策定方針、策定フロー、策定スケジュール、 計画主任指名依頼
令和3年(2021年) 5月7日～5月31日	市民満足度調査実施	
5月11日～5月31日	企業・団体アンケート実施	
5月12日	第1回課長・計画主任合同会議開催	市民満足度調査及び企業・団体アンケートの 実施、前期基本計画の達成度を測る指標の達 成状況、基礎調査
5月26日	第2回策定会議開催	市民満足度調査及び企業・団体アンケートの 実施、前期基本計画の達成度を測る指標の達 成状況、基礎調査
6月6日	第1回審議会開催	会長及び副会長の互選、後期基本計画の諮問、 策定方針、策定フロー、策定スケジュール、 市民満足度調査及び企業・団体アンケートの 実施、前期基本計画の達成度を測る指標の達 成状況、基礎調査
8月11日	第3回策定会議開催	後期基本計画(素案)
8月26日	第2回審議会開催	副会長の互選、後期基本計画(素案)、分科 会の設置
9月17日	元気あふれるまち部会開催	
9月30日	安心して暮らせるまち部会開催	部会長及び部会長代理の互選、後期基本計画 (素案)
9月30日	人がつながるまち部会開催	
10月20日	第4回策定会議開催	後期基本計画(案)
11月4日	第3回審議会開催	後期基本計画(案)
12月10日～ 令和4年(2022年) 1月11日	パブリックコメント実施	
1月25日	第5回策定会議開催	パブリックコメントの実施結果、後期基本計 画(案)
2月6日	第4回審議会開催	パブリックコメントの実施結果、後期基本計 画(案)、後期基本計画の答申

9 尾道オリジナル事業一覧

No.	施策目標	事業名等	概要
1	1-1-1 1-1-2	企業立地促進事業	尾道市の瀬戸内の十字路としての拠点性を活かし、工場等設置奨励金等により、設備投資を行う企業への支援を行います。
2	1-1-1	海事都市尾道推進事業	海事産業に関する啓発を実施することで、尾道市の基幹産業の一つである造船産業の魅力向上を図ります。
3	1-1-1 1-1-4	因島技術センター支援事業	尾道市の基幹産業である造船業・舶用工業の技能伝承と次世代人材育成を目的に官民一体となって設立された職業訓練学校「因島技術センター」を運営する因島技術センター運営協議会に対し、支援を行います。
4	1-1-1	尾道市実証実験サポート事業	市民生活を豊かにするデジタル技術の活用等を促すため、尾道市内で実証実験を行う事業者等を支援し、市内における新事業の創出を図ります。
5	1-1-2	オフィス移転等促進奨励事業	尾道市内に本社機能を移転・分散する事業者、またはその受け皿となるシェアオフィス等を整備する事業者を支援し、新たな人材の移住促進と、産業の活性化を図ります。
6	1-1-3	尾道ブランド発展支援事業	尾道ブランド農産物認証を受けたJA生産部会等が、認証農産物をブランド販売することで、販売力の向上と産地育成、生産量の拡大を推進し、農業者の所得向上と新規栽培者の増加につなげ、地域特産物の産地化と多様な担い手の確保を図ります。
7	1-1-3	尾道スローフードまちづくり事業	自然と調和する住みよいまちづくりを目指し、尾道固有の豊かな自然の恩恵を受けて育ててきた食と食文化を守り、次世代への継承と食育、交流人口の拡大を図ります。
8	1-1-3	尾道季節の地魚の店認定事業	尾道の地魚を積極的に提供している飲食店等を広くPRすることで、尾道の地魚の地産地消を推進し、商業振興並びに水産振興を図ります。
9	1-1-3	SAVOR JAPAN 活動推進支援事業	地域固有の「食」や「食文化」を地域資源として体験や交流に活用していくことで、訪日外国人を含む観光交流人口の増大を図るSAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）（平成30年度認定）の取組を支援することにより、尾道の新たな魅力発信、外国人を含む交流人口の増大、農水産物の利活用による生産者の所得向上など、地域の活性化と農林水産業の振興を図ります。
10	1-1-4	おのみち「農」の担い手総合支援事業	営農の組織化や経営の高度化に向け積極的に挑戦できる環境を整え、地域の核となる経営力の高い担い手を育成することにより、産地の維持・拡大を図ります。
11	1-1-5	企業の魅力発信事業	市内企業の優れた技術力や働きやすい環境など、様々な魅力や特徴を効果的に発信することにより、市内企業の認知度向上及び人材確保に寄与し、尾道市での就職を促進します。
12	1-1-5	ふる里就職促進事業	尾道市における労働力の安定・確保のため、市内企業への就業促進及び職場定着を支援し、地域産業の活性化を図ります。
13	2-1-1 3-1-1	日本遺産推進事業	日本遺産の構成文化財を活用して文化観光を推進するとともに、歴史文化資源の調査研究や活用、ガイドを行う人材の育成を行います。
14	2-1-1	しまなみ海道イベント開催事業	しまなみ海道の特性を活かしたサイクリングやウォーキングを取り入れたイベントを開催することにより、しまなみ海道の魅力を内外に広くPRするとともに、誘客による地域の活性化を図ります。
15	2-1-1	しまなみDMO形成推進事業	平成29年に設立されたしまなみジャパン（DMO）の自立的な事業運営により、しまなみ海道広域エリアの「稼ぐ力」を創出し、観光産業発展による地域経済活性化、雇用拡大を図り、しまなみファンの創出を移住・定住につなげます。

No.	施策目標	事業名等	概要
16	2-1-1	フィルムコミッション事業	映像制作等の支援をすることでまちや地域の知名度向上、観光集客力強化（フィルムツーリズムの創出）、映像関連産業等の新ビジネス創出チャンス拡大、映像文化・芸術の振興、住民の「我がまち」意識高揚を図ります。
17	2-1-1	外国人旅行者誘致事業	国のビジット・ジャパン事業や広島県・愛媛県の訪日外国人観光客誘致事業と連携し、海外の旅行事業者・マスコミ等を対象とした招聘事業やPR事業、また、広報ツールの整備、案内表示、観光案内所での多言語対応など、基盤整備を実施します。
18	2-1-1	しまなみ海道サイクリングロード施設整備事業	しまなみ海道サイクリングロードの施設及び環境を整備し、しまなみ海道を自転車で周遊するサイクリストに安全・安心・快適なサイクリングの機会を提供します。
19	2-1-1	しまなみサクラ公園交流施設整備事業	JR尾道駅や駅周辺に不足する機能を補完するとともに、第1次ナショナルサイクルートの本土側の起点としてふさわしい交流施設をしまなみサクラ公園内に整備します。
20	2-1-2	尾道商業会議所記念館活用事業	尾道市の重要文化財であり、尾道市の繁栄のシンボルの一つである尾道商業会議所記念館（広場）を活用し、商都尾道の歴史の紹介をはじめ、貸施設として市民及び来街者の交流・憩いの場として提供することで、中心商業地（商店街）の賑わいを創出します。
21	2-2-1	歴史的風致維持向上事業	歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域内の通り等の美装化をはじめ、歴史的建造物等の修景事業、空き家再生事業等により、歴史ある魅力的なまちなみの継承、景観保全を推進します。
22	2-3-1	移住・定住情報提供事業	尾道市に暮らす住民のライフスタイル等を写真や映像と文章で発信するメディアを運営し、移住施策やイベント情報等を掲出することで、移住希望者を筆頭とする尾道ファン層が一元的に尾道市の情報を入手できる手段を確保します。
23	2-3-1 4-1-1	若者チャレンジ講座	尾道市を活動場所とする個人または団体のプラン実現のためのノウハウを提供し、企画を実践するための初歩的な支援を行うことにより、市民のまちづくりへの関心を喚起し、新たな担い手の発掘と育成につなげます。
24	3-1-1	囲碁のまちづくり推進事業	尾道市の「市技」である囲碁文化の「保存」「継承」「創造」を柱に、市民の囲碁に関する知識の向上と交流を図ります。また、囲碁の各種大会の実施と普及活動に取り組む尾道市囲碁のまちづくり推進協議会の運営を支援することにより、囲碁によるまちづくりを推進します。
25	3-1-1	まちなか文化交流施設整備事業	歴史的建造物の保存活用と景観保全等の観点から、貴重な近代建築である旧三井住友銀行尾道支店を保存・改修し、まちなか文化交流施設として活用し、賑わいの創出や観光客の誘客につなげます。
26	3-1-1	国宝・重要文化財保存事業	国宝や重要文化財の保存・保全の支援を行うとともに、保存修理現場の公開等により、市民をはじめ多くの方々へ文化財の啓発を行うことで、文化財保護意識の高揚を図ります。
27	3-1-1	市史編さん事業	先人や市民の歩みを明確に位置付け、より良い地域連帯感を醸成し、すべての市民が手を取り合って未来へ展望を開くことが出来る市史を編さんし、刊行します。
28	3-1-1	市内美術館連携強化事業	尾道市内の美術館が相互に連携し、市民が日常的に芸術文化に親しむことができる環境を整えていくことにより、尾道に培われてきた芸術文化を未来に伝え、心豊かに育む芸術文化意識の高揚を図ります。
29	3-1-1	絵のまち尾道四季展開催事業	美しい自然景観に恵まれた尾道とその周辺を題材として描いた作品を全国公募する絵のまち尾道四季展を開催し、併せて芸術文化都市の創造を目指します。

No.	施策目標	事業名等	概要
30	3-1-1	高校生絵のまち尾道四季展開催事業	高校生絵のまち尾道四季展を実施することにより国際芸術文化都市を目指し、尾道市立大学芸術文化学部美術学科及び絵のまち尾道を全国にアピールするとともに、高校生の芸術文化意識の高揚を図ります。
31	3-1-1	尾道マンガ大賞展開催事業	児童生徒からマンガ作品を募集し、尾道市出身のマンガ作家、かわぐちかいじ氏の審査により優秀作品を決定する尾道マンガ大賞展を開催し、マンガ文化の浸透、マンガや絵を描くことに興味を持つ児童生徒の育成につなげます。
32	3-2-1	尾道版『学びの変革』推進事業	授業において児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現する指導の在り方について、教職員が主体的に研究・実践・改善していく仕組みづくりを通じて確立します。
33	3-2-1	外国語教育を充実する事業	児童生徒にグローバル社会の中で時と場に応じて適切なコミュニケーションができるレベルの英語力を身に付けさせるため、外国語教育の充実を図ります。
34	3-2-1	特別支援教育推進事業	一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援の充実に努めます。
35	3-2-1	ふるさと学習推進事業	自己のアイデンティティを確立し、自己肯定感を育成するとともに、郷土に誇りをもち、社会に貢献しようとする態度を向上させるため、郷土について学び、郷土を愛する心を育てる取組を行います。
36	3-2-1	道徳性を育成する事業	道徳性の涵養を図るため、学校・家庭・地域が一体となった社会貢献活動を推進します。
37	3-2-1	いじめ・問題行動をなくすための取組	いじめ・問題行動の撲滅に向け「尾道市いじめ防止基本方針」に基づく、きめ細かな生徒指導の充実や組織的な指導体制の確立を図るため、アセス等のアンケート調査を定期的実施し、実態把握等に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターとの連携を密にし、関係機関と協力しながら取組を進めます。
38	3-2-1	体力向上対策事業	児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、児童生徒の体力における課題とその背景を分析し、適切に体力・運動能力の向上につながる取組を推進します。
39	3-2-1	食育・健康教育を充実する取組	学校における系統的な食育・健康教育の確立及び児童生徒の健康づくりを推進します。
40	3-2-1	学校評価、カリキュラム・マネジメントの充実を図る取組	学校が主体的に創意工夫ある教育活動を展開し、特色ある学校づくりを推進するとともに、教育の質の向上を図ります。
41	3-2-1	特色ある学校づくり推進事業（中学校区で一体となったコミュニティ・スクールの導入）	地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを目指し、地域住民や保護者が学校運営に参画しやすい環境を整えるため、中学校区が一体となったコミュニティ・スクールの導入を進めます。
42	3-3-1	まちづくりをテーマとしたおのみち市民大学講座の開催事業	地域活動・ボランティア活動を促進するため、社会的課題・地域課題の解決やまちづくりをテーマとした講座等を開催することにより、まちづくりに資する人材の育成を図ります。
43	3-3-1	尾道市立大学が主催する公開講座	大学施設及び知的資源を活用し、市民を対象に公開講座を開催することにより、市民交流の促進、生涯学習の充実を図るとともに、教育・研究・地域貢献を通じ、まちづくりに資する人材の育成を図ります。
44	3-3-3	尾道健幸スタイル事業	運動習慣の定着により、生活習慣病等の予防と介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。
45	3-3-3	幸齢ウォーキング推進事業	ウォーキングの定着により、生活習慣病等の予防と介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

No.	施策目標	事業名等	概要
46	4-2-1	「いのち・愛・おのみち」 人権啓発推進事業	市民が命や人権の大切さを学び、人権尊重の意識が高いまちとなるよう、参加型の人権展の開催や著名な講師による講演会を開催し、市民が参加しやすい啓発事業を推進します。
47	5-1-3	空き家バンクエリア拡大事業	空き家バンクエリアで活動する NPO 法人等を運営主体として、地域の特性に合わせた空き家バンク事業を展開し、空き家の活用促進や UIJ ターン等による移住・定住の支援につなげます。
48	5-3-1	救急自転車等活用事業	サイクリストの聖地として、多くの人に親しまれている瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースを、より安全・安心に楽しんでもらえるよう、救急自動車の進入が困難な現場で発生した救急事案に迅速に対応するため、自転車等により乗り換えた救急救命士を先行して到着させることで、救命率の向上を図ります。
49	5-4-1	環境学習事業	次世代を担う小・中学生に、尾道市のもつ豊かな自然環境をより深く身近に感じてもらうことで、自分たちを取り巻く環境に関心を持ち、それを守り育てていこうという意識を高めます。
50	5-4-1	分別戦隊エコレンジャー事業	エコレンジャーを活用し、環境教室や各種イベント等を通してごみ分別の啓発活動を行うことで、資源循環型社会の構築を目指します。
51	6-1-1	少子化対策プロジェクト	少子化を抑制する対策について、若手職員によるプロジェクト・チームを編成し、課題の検討や施策の提言を行うとともに、効果的な施策を事業化するための調査・研究を行います。
52	6-1-1	オンライン子育て支援事業	新型コロナウイルスの蔓延により発生した、子育てに不安があっても対面して相談ができない状況や、子どもが友達と遊ぶ機会の減少など、子育てに関する困りごとに対して、ICT 技術を活用し、オンラインによる子育て支援サービス「キッズ Web ☆尾道」の運営を行います。
53	6-1-1	尾道子育て応援スタイル（子育て世代包括支援センターぽかぽか★）	市内 7 か所の母子保健及び子育て支援のワンストップサービス拠点である「子育て世代包括支援センターぽかぽか★」により、すべての子育て家庭が不安なく子育てできるよう、妊娠期から出産及び子育て期にわたって切れ目のない総合的な支援を行います。
54	6-1-1	子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭で支援が必要な子どもを対象に、学習習慣の定着や基本的な生活習慣の確立等を目的に子どもの居場所づくりを実施します。また、子どもたちが健やかに育つ地域環境づくりのため、子ども食堂や学習支援事業に取り組む団体の連携体制の整備を行います。
55	6-1-1	尾道市子どもの貧困対策プロジェクト	関係部署の職員が全庁横断的な連携の中でプロジェクト・チームを編成し、尾道市の子どもの貧困問題に関して、調査及び研究を行うとともに、実効性のある総合的な対策の企画・立案を行います。
56	6-2-1	尾道人生 100 才宣言	第二次健康おのみち 21 の最終年度である 2023 年に向け、全市をあげて健康づくりに取り組む機運を高めるための道しるべとして「尾道人生 100 才宣言」を行い、健康寿命の延伸を図ります。
57	6-2-1	外出促進事業（出たもん勝ち）	外出促進のための情報提供を行うことで、心身の機能低下の予防、地域とのつながりや生きがいの創出、健康づくり関係施設やサービス利用促進を図ります。
58	6-2-3	福祉まるごと相談窓口事業	8050 問題（高齢の親とひきこもり状態にある子どもが同居している世帯が抱える生活課題）など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、様々な相談支援を中心とした包括的な支援体制の構築を図ります。

10 目標の達成度を測る指標一覧

基本的方向1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

政策目標1 活力ある産業が育つまち

指標名	単位	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	No.
政策分野1 産業				
施策目標1 地域経済を支える産業に活気がある				
市民満足度調査「地域産業が活性化している」と感じる市民の割合	%	23.3 (令和3年度)	28.0	1
製造品出荷額等	億円/ 暦年	5,671 (令和元年度)	6,500	2
因島技術センター受講者修了者数(累計)	人	1,957	2,400	3
中小企業金融支援融資実行件数	件	76 【243(令和元年度)】	300	4
実証実験サポート件数(累計)	件	2	50	5
施策目標2 多様な産業が育っている				
事業所数	事業所	7,334 (平成28年)	維持	6
創業支援利子補給金交付対象件数	件	59	70	7
尾道市工場設置奨励制度申請件数	件	11	15	8
施策目標3 農林水産業が活性化している				
農業産出額(推計)	千万円/ 暦年	1,098 (令和元年度)	1,100	9
漁獲量	t / 暦年	512 (令和元年度)	640	10
ブランド農産物認証数(累計)	品目	6	10	11
漁獲量	t / 暦年	512 (令和元年度)	640	再掲 (10)
6次産業化支援件数(累計)	件	8	10	12
地産地消ツアー実施回数	回	2	4	13
外国人観光客数	千人/ 暦年	100(令和2年) 【341(令和元年度)】	341	14
施策目標4 産業の担い手が育っている				
従業者数	人	60,661 (平成28年)	維持	15
製造業従業者数	人	17,126 (平成28年)	維持	16
認定農業者数	人	130	維持	17
集落法人数	法人	9	10	18
施策目標5 誰もが働きやすい雇用環境が整っている				
市民満足度調査「自分が働いている職場の環境がよい」と感じる市民の割合	%	47.2 (令和3年度)	55.0	19
尾道しごと館相談者数	人	49	60	20
女性就業率	%	43.4 (平成27年)	51.4	21
高齢者就業率	%	21.7 (平成27年)	29.8	22
広島県男性育児休業等促進宣言企業のうち市内企業登録数(累計)	社	10	20	23
企業合同説明会参加人数	人	77 【167(平成30年度)】	150	24

政策目標2 活発な交流と賑わいのあるまち

指標名	単位	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	No.
政策分野1 観光・交流				
施策目標1 観光消費が増えている				
観光消費額	億円/ 暦年	207(令和2年) 【292(令和元年)】	320	25
総観光客数	千人/ 暦年	4,705(令和2年) 【6,826(令和元年)】	7,103	26
サイクリング客数	千人/ 暦年	120(令和2年) 【217(令和元年)】	233	27
尾道観光協会 SNS のファン数	千人	44	50	28
外国人観光客数	千人/ 暦年	100(令和2年) 【341(令和元年)】	341	再掲 (14)
一人当たり観光消費額	円/ 暦年	4,405(令和2年)	4,500	29
施策目標2 国内外との交流が活発に行われている				
満足度調査「国際交流が推進されている」と感じる市民の割合	%	29.7 (令和3年度)	35.0	30
市民満足度調査「まちなかが賑わっている」と感じる市民の割合	%	32.8 (令和3年度)	38.0	31
満足度調査「国際交流が推進されている」と感じる市民の割合	%	29.7 (令和3年度)	35.0	再掲 (30)
公演入場率（1公演平均）	%	91.3 【61.2(令和元年度)】	80.0	32
政策分野2 景観				
施策目標1 景観が保全・整備されている				
市民満足度調査「尾道らしい景観や風景が良好に保全されている」と感じる市民の割合	%	74.5 (令和3年度)	75.0	33
市民満足度調査「尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守っていく必要がある」と感じる市民の割合	%	86.1 (令和3年度)	87.0	34
歴史的建造物・工作物整備件数（累計）	件	12	17	35
政策分野3 移住・定住				
施策目標1 移住・定住の取組が活発に行われている				
転出超過数	人	568 (平成29～令和3年平均値)	減少	36
移住相談ネットワークを利用したUIJ ターン数	人	86	100	37
尾道ブランドサイトのページビュー数	千PV	67	120	38
若者チャレンジ講座の受講者及び聴講者数（累計）	人	938	1,600	39

基本的方向2 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

政策目標3 心豊かな人材を育むまち

指標名	単位	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	No.
政策分野1 歴史・文化・芸術				
施策目標1 歴史・文化・芸術が継承され、活かされている				
市民満足度調査「市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている」と感じる市民の割合	%	46.6 (令和3年度)	50.0	40
囲碁に親しんでいる市民の割合	%	6.3 【8.5(令和元年度)】	8.0	41
登録文化財数	件	35	40	42
市民満足度調査「芸術・文化にふれ親しむことができる」と感じる市民の割合	%	44.2 (令和3年度)	50.0	43
公演入場率(1公演平均)	%	91.3 【61.2(令和元年度)】	80.0	再掲 (32)
政策分野2 学校教育				
施策目標1 夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材が育っている				
市民満足度調査「子どもたちに確かな学力と豊かな人間性が身についている」と感じる市民の割合	%	48.5 (令和3年度)	55.0	44
全国学力・学習状況調査(小6・中3)正答率が全国平均以上の学校割合	%	小学校：75.0	小学校：80.0	45
		中学校：46.7 (令和3年度)	中学校：80.0	46
広島県児童生徒学習意識等調査「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合	%	小学校：85.5	小学校：100	47
		中学校：79.9 (令和3年度)	中学校：100	48
広島県児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることが好き」と答える児童生徒の割合	%	小学校：91.2	小学校：93.0	49
		中学校：85.3 (令和3年度)	中学校：90.0	50
市民満足度調査「信頼される学校づくりが進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.3 (令和3年度)	50.0	51
施策目標2 学校施設が整備されている				
中学校全員給食実施率	%	31.3	100	52
特別教室空調設備設置率	%	37.5	60.0	53
政策分野3 生涯学習				
施策目標1 いつでも学べる環境が整っている				
市民満足度調査「利用しやすい生涯学習施設が整備されている」と感じる市民の割合	%	46.4 (令和3年度)	50.0	54
公民館自主サークル活動者数	人	156,867 【223,262(令和元年度)】	220,000	55
施策目標2 学校・家庭・地域の連携により子どもたちが健やかに成長している				
放課後子供教室参加児童数	人	7,314 【24,901(令和元年度)】	25,500	56
放課後子供教室参加児童数	人	7,314 【24,901(令和元年度)】	25,500	再掲 (56)
施策目標3 スポーツを楽しんでいる				
市民スポーツ大会及び生涯スポーツ教室等の参加者数	人	1,493 【6,554(令和元年度)】	8,000	57
市内スポーツ施設利用者数	人	1,007,043 【1,307,529(令和元年度)】	1,500,000	58
プラス10分てくてく運動参加者数	人	1,913 【2,547(令和元年度)】	2,800	59

政策目標4 人と地域が支え合うまち

指標名	単位	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	No.
政策分野1 協働				
施策目標1 協働のまちづくりの意識が定着している				
市民満足度調査「まちづくり活動や行政への市民参加が進んでいる」と感じる市民の割合	%	35.4 (令和3年度)	40.0	60
尾道市公式 LINE 登録者数	人	31,770	55,000	61
協働のまちづくり講座参加者数	人	205	250	62
若者チャレンジ講座の受講者及び聴講者数(累計)	人	938	1,600	再掲 (39)
市民活動支援事業の活動者数(累計)	人	2,789	3,700	63
施策目標2 地域でまちづくりを行う仕組みが形成されている				
市民満足度調査「地域コミュニティが良好に保たれている」と感じる市民の割合	%	46.0 (令和3年度)	50.0	64
地域主催のまちづくり講座への講師派遣回数(累計)	回	12	45	65
市民活動支援事業の補助採択を受けた団体数(累計)	団体	49	85	66
まちづくり情報発信回数	回	12	80	67
政策分野2 人権				
施策目標1 人権が尊重されている				
市民満足度調査「一人ひとりの人権が尊重されている」と感じる市民の割合	%	49.6 (令和3年度)	60.0	68
人権講演会参加者数	人	410 【681(令和元年度)】	1,000	69
尾道市ホームページの対応言語(外国語)数	言語	4	8	70
施策目標2 男女がともに認め合い、支え合う社会が実現している				
市民満足度調査「男女共同参画が進んでいる」と感じる市民の割合	%	37.7 (令和3年度)	50.0	71
審議会等委員の女性の占める割合	%	27.7	35.0	72

基本的方向3 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

政策目標5 市民生活を守る安全のまち

指標名	単位	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	No.
政策分野1 生活基盤				
施策目標1 生活基盤が整い市民が安全に暮らしている				
市民満足度調査「生活の基盤が整い、日常的な暮らしが快適にできる」と感じる市民の割合	%	71.4 (令和3年度)	75.0	73
市民満足度調査「身近な道路を安全に通行できる」と感じる市民の割合	%	43.8 (令和3年度)	50.0	74
市民満足度調査「身近な道路を安全に通行できる」と感じる市民の割合	%	43.8 (令和3年度)	50.0	再掲 (74)
市民満足度調査「身近なところで緑や水辺に親しめる」と感じる市民の割合	%	53.9 (令和3年度)	60.0	75
基幹水道施設(管路)の耐震適合化率	%	44.7	50.0	76
汚水処理人口普及率	%	57.7	62.0	77
市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	g / 人・日	433	420	78
マイナンバーカード取得率	%	28.1	100	79
施策目標2 利用しやすい生活交通が確保されている				
市民満足度調査「公共交通機関(鉄道・バス・航路など)が利用しやすい」と感じる市民の割合	%	34.4 (令和3年度)	45.0	80
離島及び交通空白地の移動手段確保件数	件	5	維持	81
地域公共交通維持に対する補助事業者数	事業者	11	維持	82
施策目標3 良好な住環境が整っている				
市民満足度調査「良好な住環境が整備されている」と感じる市民の割合	%	29.3 (令和3年度)	35.0	83
市営住宅長寿命化改修工事実施棟数(累計)	棟	0	5	84
住宅の耐震診断・改修等補助件数	件	13	20	85
特定空家等及び不良空き家除却補助件数(累計)	件	30	150	86
開発許可相談件数	件	33	40	87
政策分野2 防災・防犯・交通安全				
施策目標1 防災・防犯・交通安全体制が充実している				
市民満足度調査「地域の防災対策が進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.6 (令和3年度)	50.0	88
市民満足度調査「市民・地域と市が協力して、市民の暮らしや地域の安全を守っている」と感じる市民の割合	%	51.3 (令和3年度)	55.0	89
市民満足度調査「地域の防災対策が進んでいる」と感じる市民の割合	%	44.6 (令和3年度)	50.0	再掲 (88)
犯罪発生件数	件 / 暦年	398 (令和2年)	減少	90
消費生活講座参加者数	人	372 【634(令和元年度)】	700	91
交通事故発生件数	件 / 暦年	174 (令和2年)	減少	92

指標名	単位	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	No.
政策分野3 消防				
施策目標1 消防体制が充実している				
火災件数	件 / 暦年	45 (令和2年)	減少	93
応急手当普及員数(累計)	人	7	25	94
消防団員数	人	1,572 (令和3年度)	1,716	95
政策分野4 環境				
施策目標1 環境が保全されている				
市民満足度調査「自然環境が保全されている」と感じる市民の割合	%	未計測	50.0	96
大気の大気二酸化窒素(NO ₂)値	ppm	0.009 (令和元年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	97
大気の大気浮遊粒子物質(SPM)値	mg/m ³	0.019 (令和元年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	98
大気の大気光化学オキシダント(OX)値	ppm	0.035 (令和元年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	99
大気の大気微小粒子状物質(PM2.5)値	μg/m ³	10.0 (令和元年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	100
河川の大気BOD値(栗原川)	mg/l	2.3 (令和元年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	101
河川の大気BOD値(藤井川)	mg/l	1.5 (令和元年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	102
河川の大気BOD値(御調川)	mg/l	1.0 (令和元年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	103
海域の大気COD値(尾道市周辺海域)	mg/l	1.4 (令和元年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)	104
環境学習参加者数	人	606 【714(令和元年度)】	650	105
市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	g / 人・日	433	420	再掲 (78)
エネルギー消費原単位削減率	%	+0.9 (平成28~令和2年度平均値)	-1.0	106

政策目標6 安心な暮らしのあるまち

指標名	単位	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	No.
政策分野1 子育て				
施策目標1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている				
市民満足度調査「子どもを安心して産み、育てることができる」と感じる市民の割合	%	58.6 (令和3年度)	65.0	107
「おのみち de 愛♡プロジェクト」マッチング数(累計)	組	56	200	108
オンライン子育て支援システム「キッズWeb ☆尾道」利用者数	人	830	1,100	109
子育て世代包括支援センターばかばか★定期面談実施率	%	95.6	100	110
子どもの生活・学習支援事業利用者数	人	2,513	4,000	111
政策分野2 健康・福祉・医療・介護				
施策目標1 健康寿命が延びている				
健康寿命(広島県人口移動統計調査による推計人口により算出)	年	男性:79.02 女性:83.42 (令和元年)	延伸	112 113
健康まつり等イベント実施回数	回	3 【11(令和元年度)】	12	114
保健推進員地区活動回数	回	652 【1,245(令和元年度)】	1,300	115
特定健診受診率	%	36.0 (令和元年度)	60.0	116
シルバーリハビリ体操等参加者数	人	15,524 【25,542(令和元年度)】	31,000	117
ふれあいサロン参加者数	人	34,715 【66,672(令和元年度)】	70,000	118
自殺死亡率	-	22.2 (令和元年)	19.3	119
BCG 予防接種率	%	97.6	98.0	120
施策目標2 高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている				
市民満足度調査「高齢者が地域社会で安心して暮らしている」と感じる市民の割合	%	59.3 (令和3年度)	65.0	121
市民満足度調査「障害のある人の社会参加や福祉サービスが推進されている」と感じる市民の割合	%	46.9 (令和3年度)	50.0	122
市民満足度調査「高齢者が地域社会で安心して暮らしている」と感じる市民の割合	%	59.3 (令和3年度)	65.0	再掲 (121)
圏域別医療・介護ネットワーク会議開催回数	回	0 【18(令和元年度)】	18	123
要支援1・2の認定率	%	5.5	広島県平均以下	124
おのみち見守りネットワーク協力団体数	団体	406	415	125
認知症サポーター養成者数(累計)	人	19,139	22,000	126
福祉施設からの一般就労移行者数	人	21	38	127
施策目標3 生活に課題を抱える人の支援体制が充実している				
福祉まるごと相談窓口新規相談件数	件	91	180	128
地域共生包括化推進会議個別ケース会議開催回数	回	1	6	129
施策目標4 医療体制が充実している				
市民満足度調査「医療体制やサービスが充実している」と感じる市民の割合	%	55.2 (令和3年度)	60.0	130
夜間救急診療所の開設	日	365	維持	131
尾道市医師確保奨学金事業の奨学生のうち、市内公立病院に初期臨床研修医として従事した研修医の数(累計)	人	3	5	132

11 令和3年度市民満足度調査の50項目

暮らし	1	尾道市に愛着を感じている
	2	尾道市民であることに誇りを感じている
	3	尾道市は住みやすい
	4	今後も尾道市に住み続けたい
交通・生活基盤	5	身近な道路を安全に通行できる
	6	身近なところで緑や水辺に親しめる
	7	生活の基盤が整い、日常的な暮らしが快適にできる
	8	公共交通機関（鉄道、バス、航路など）が利用しやすい
	9	安全で使いやすい高速道路や港が整備されている
	10	国道や県道が整備されて、走行しやすい
	11	良好な住環境が整備されている
	12	デジタル技術の活用により、生活の利便性が向上している
交流	13	市民や観光客などが集まる施設に魅力があり、利用しやすい
	14	市内各地の個性を活かした交流が活発に行われている
	15	観光客をもてなす心が市民に育っている
	16	国際交流が推進されている
	17	他自治体との広域的な交流が進んでいる
	18	あなたが住んでいる地域のまちなかが賑わっている
地域の文化・景観	19	市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている
	20	芸術・文化にふれ親しむことができる
	21	瀬戸内や里山の自然が大切にされている
	22	環境にやさしい暮らし方が定着している
	23	尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守っていく必要がある
	24	尾道らしい景観や風景が良好に保全されている
産業	25	雇用の場が確保・創出されている
	26	地域の産業が活性化している
	27	新しい事業の展開が進んでいる
	28	自分が働いている職場の環境がよい
	29	農林漁業が活性化し、次の担い手が育っている
教育・学習	30	子どもたちに確かな学力と豊かな人間性が身についている
	31	信頼される学校づくりが進んでいる
	32	学校、家庭、地域が協働して子どもたちの教育環境を整えている
	33	利用しやすい生涯学習施設が整備されている
	34	利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設が整備されている
	35	一人ひとりの人権が尊重されている
	36	男女共同参画が進んでいる
子育て・医療・福祉	37	子どもを安心して産み、育てることができる
	38	食生活や運動など健康づくりに対する支援が充実している
	39	医療体制やサービスが充実している
	40	高齢者が地域社会で安心して暮らしている
	41	必要な介護サービスが提供されている
	42	障害のある人の社会参加や福祉サービスが推進されている
	43	市民や事業者と市との協働が進んでいる
市民協働	44	行政情報の広報、情報公開が進んでいる
	45	市民活動団体やNPOが育っている
	46	まちづくり活動や行政への市民参加が進んでいる
	47	地域コミュニティが良好に保たれている
	48	市民・地域と市が協力して、市民の暮らしや地域の安全を守っている
安心・安全	49	安心して消費生活を送れている
	50	地域の防災対策が進んでいる

12 分野別計画一覧

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
第1章 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり				
1	1-1-1	尾道市造船産業振興ビジョン	本市の基幹産業である造船業及び船用工業の競争力を将来にわたり確保し、本市の経済発展を継続的に支える産業として維持・発展させるため、課題解決を推進する各種施策について定めたビジョン。	平成23年度 (2011年度)～
2	1-1-3	尾道市農業振興ビジョン	本市の農業振興を図ることを目的に、本市が抱える現状と課題に対し、国及び県の農業関連施策と連携を図り、活力と魅力ある農づくりのための10年間の方向と計画を策定したビジョン。	平成30年度 (2018年度) ～ 令和9年度 (2027年度)
3	1-1-3	尾道市農業経営基盤強化促進基本構想	本市の農業構造を改革し、農業が職業として選択し得る魅力あるものとなるよう10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための指針。	令和3年度 (2021年度) ～ 令和12年度 (2030年度)
4	1-1-3	尾道農業振興地域整備計画書	概ね10年以上の長期にわたって農業の振興を図るべき「農業振興地域」を指定し、農業振興施策を計画的に推進するため、農業振興地域整備に関する法律に基づいて策定した計画。	昭和46年度 (1971年度)～
5	1-1-3	尾道市森林整備計画	適切な森林整備を推進するため、地域の特徴や実情を踏まえた森林関連施策の方向性、森林所有者が行う伐採・造林等森林施業の指針を定めた計画。	令和4年度 (2022年度) ～ 令和13年度 (2031年度)
6	1-1-3	尾道市水産振興ビジョン	本市水産業の目指す姿である「尾道地域の資源を活かした持続可能な水産業の確立」に向け、推進すべき基本的な方針等を定めたビジョン。	令和元年度 (2019年度) ～ 令和10年度 (2028年度)
7	2-1-1	尾道市自転車活用推進計画	広島県自転車活用推進計画を基本として、走行環境を整えるまちづくり、スポーツと健康の増進における自転車活用、サイクルツーリズムの推進、及び自転車の交通安全等について本市全体で総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。	令和元年度 (2019年度)～
8	2-1-1	尾道市自転車ネットワーク計画	歩行者の安全を確保し、自転車の安全性と利便性の向上を図りながら、地域拠点等を結ぶネットワークを形成し、自転車を利用しやすい環境の整備を目的として策定した計画。	令和元年度 (2019年度)～
9	2-2-1	尾道市景観計画	本市の良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めた計画。	平成18年度 (2006年度)～
10	2-2-1	歴史的風致維持向上計画(第2期)	歴史・文化・景観を礎とした歴史的風致を「維持」するだけでなく、歴史的建造物の復元、修理、周辺整備等の手法により、その環境を「向上」させることを目的とした計画。	令和4年度 (2022年度) ～ 令和13年度 (2031年度)
第2章 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり				
11	3-1-1	尾道市歴史文化基本構想	地域固有の歴史・文化を継承していくため、地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくことを目指した本市の文化財に関わる最上位の構想。	平成23年度 (2011年度)～

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
12	3-1-1	尾道市文化財保存活用計画	地域固有の歴史・文化を継承していくため、尾道市歴史文化基本構想に基づき、文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくための計画。	平成 23 年度 (2011 年度)～
13	3-2-1	尾道市教育大綱	市長と教育委員会が連携し、教育課題に対応し、教育施策の総合的な推進を図るため、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めた大綱。	令和 4 年度 (2022 年度) ～ 令和 8 年度 (2026 年度)
14	3-2-1	尾道教育総合推進計画	学校・家庭・地域・行政が緊密に連携し、より大きな教育力を発揮するため、本市における教育振興のための施策を定めた基本計画。	令和 4 年度 (2022 年度) ～ 令和 8 年度 (2026 年度)
15	3-2-1	尾道市子供の読書活動推進計画	子供の読書活動を推進するため、「広島県子供の読書活動推進計画（第 4 次）」（令和元年度策定）に基づいて策定した計画。	令和 2 年度 (2020 年度) ～ 令和 6 年度 (2024 年度)
16	3-2-2	尾道市学校施設長寿命化計画	学校施設に求められる機能・性能を確保するとともに、中長期的な維持管理等にかかるコストの縮減及び平準化を図ることを目的として策定した計画。	令和 2 年度 (2020 年度) ～ 令和 41 年度 (2059 年度)
17	3-2-2	尾道市学校給食施設整備計画	中学校の全員喫食を実現するとともに、将来にわたって安全・安心な給食を継続的に提供するため、老朽施設を更新してライフサイクルコストの縮減を図るなど、学校給食施設の計画的な整備を推進することを定めた計画。	令和 3 年度 (2021 年度) ～ 令和 12 年度 (2030 年度)
18	3-3-1	尾道市生涯学習推進基本計画	市民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送るため、学習機会の提供、施設の整備・有効活用など、尾道市生涯学習推進基本構想（平成 11 年 12 月）等に基づいて策定した計画。	平成 13 年度 (2001 年度)～
19	3-3-3	尾道市スポーツ推進計画	心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、「スポーツ推進＝健康力の向上」と捉え、5つの基本方針（①スポーツを通じた交流の促進、②生涯スポーツの推進、③競技スポーツの向上、④スポーツ施設の整備、⑤スポーツによる健康づくりの充実）に基づき、すべての市民がスポーツに関わる機会を増やし、スポーツを楽しむことを目的として策定した計画。	平成 26 年度 (2014 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
20	4-1-1	尾道市協働のまちづくり行動計画	協働のまちづくりを推進するため、尾道市協働のまちづくり指針（平成 21 年度策定）に基づき、市民と本市が連携して取り組むべき施策を示した計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 4 年度 (2022 年度)
21	4-2-1	尾道市人権啓発推進プラン	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。	平成 18 年度 (2006 年度)～

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
22	4-2-2	第2次尾道市男女共同参画基本計画	男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び尾道市男女共同参画推進条例（平成28年4月）に基づき、男女共同参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定した計画。	令和4年度 (2022年度) ～ 令和8年度 (2026年度)
第3章 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり				
23	5-1-1	尾道市橋梁長寿命化修繕計画	老朽化した橋梁の増大に対応するため、橋梁の長寿命化並びに橋梁の維持修繕費用の縮減を図り、道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とした計画。	平成24年度 (2012年度) ～ 令和53年度 (2071年度)
24	5-1-1	尾道市上下水道事業ビジョン	上水道事業及び下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中期的な経営の基本計画。	令和4年度 (2022年度) ～ 令和8年度 (2026年度)
25	5-1-2	尾道市地域公共交通網形成計画	人口減少・少子高齢化に対応した本市における地域公共交通の役割を明確にし、まちづくりの基盤である持続可能な地域公共交通を形成するマスタープランとして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律に基づき策定した計画。	平成30年度 (2018年度) ～ 令和4年度 (2022年度)
26	5-1-3	尾道市市営住宅等長寿命化計画	市営住宅の予防保全的な維持管理や長寿命化に資する改善等を実施するため、市営住宅ストックのライフサイクルコストの縮減を図るとともに、効率的かつ円滑な整備等や維持管理を推進することを目的とした計画。	令和2年度 (2020年度) ～ 令和11年度 (2029年度)
27	5-1-3	尾道市空家等対策計画	空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、適切な管理が行われていない空家等がもたらす防災、衛生、景観等への深刻な影響から市民の生命・財産を保護し、その生活環境を保全するとともに、空家等の利活用を図ることを目的とした計画。	平成29年度 (2017年度) ～ 令和4年度 (2022年度)
28	5-1-3	尾道市耐震改修促進計画(第3期計画)	大地震発生時における建築物の倒壊等による被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、市内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進のための計画。	令和3年度 (2021年度) ～ 令和7年度 (2025年度)
29	5-2-1	尾道市地域防災計画	地域、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する業務の大綱を示し、災害予防、災害応急対策、災害復旧について必要な施策を推進するための計画。	昭和37年度 (1962年度)～
30	5-2-1	尾道市交通安全計画	交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するため、人命尊重の理念に基づき、交通社会を構成する人間、車両及びそれらが活動する交通環境という三要素についての安全対策について定めた計画。	令和3年度 (2021年度) ～ 令和7年度 (2025年度)

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
31	5-4-1	第2次尾道市環境基本計画	環境に優しい社会を実現するため、尾道市環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした計画。	平成29年度 (2017年度) ～ 令和8年度 (2026年度)
32	5-4-1	生活排水処理基本計画	長期的・総合的な視点に立ち、計画的に生活排水処理対策を行うため、人口減少等の社会情勢も踏まえ、下水道等の集合処理と浄化槽による個別処理を地域の実情に応じて効率的に整備するための計画。	平成26年度 (2014年度) ～ 令和10年度 (2028年度)
33	5-4-1	尾道市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	各地域の自然的社会的条件に応じて、「再エネの導入」「再生可能エネルギーの促進」「公共交通機関の利用者の利便の増進」「緑化促進」「廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成」等について、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定するための計画。	令和4年度 (2022年度) ～ 令和13年度 (2031年度)
34	5-4-1	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働して4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、「地球・地域環境の保全に向けて、循環型社会の構築」と「常に環境を意識しながら生活することができるまちづくり」の実現を目的とした計画。	平成23年度 (2011年度) ～ 令和7年度 (2025年度)
35	5-4-1	尾道市災害廃棄物処理計画	「尾道市地域防災計画」や「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の枠組みのもと、「広島県災害廃棄物処理計画」等とも相互に整合を図ったうえで、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び処理実施手順を、国の災害廃棄物対策指針を踏まえてとりまとめた計画。	平成30年度 (2018年度) ～
36	6-1-1	尾道ゆめプラン	乳幼児期から就学前までの尾道の子どもの教育・保育の質の向上を目的として策定した計画。	平成30年度 (2018年度) ～
37	6-1-1	第2期尾道市子ども・子育て支援事業計画	子育て家庭が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに、夢と希望を持って輝きながら成長できるよう、「地域がつながり ともに輝く 安心して子育てができるまち 尾道～あなたもわたしも子育て応援団～」を基本理念とし、多様な子育て支援施策に取り組む計画。	令和2年度 (2020年度) ～ 令和6年度 (2024年度)
38	6-1-1	尾道市就学前教育・保育施設再編計画	本市の未来を担う子どもたちが健やかに育つまちを実現するため、適正な施設規模の確保、認定こども園の設置推進、施設整備の推進、民間活力の積極的な活用により、教育・保育の質を確保することを目的とした計画。	平成24年度 (2012年度) ～
39	6-2-1	第2期尾道市国民健康保険データヘルス計画	尾道市国民健康保険被保険者の診療報酬明細書(レセプト)や健診結果等のデータを分析・活用し、重点的に取り組む健康課題を明らかにした上で保健事業を行い、PDCAサイクルによる評価に基づき必要に応じて見直して実施し、被保険者の健康保持増進を図ることを目的とした計画。	平成30年度 (2018年度) ～ 令和5年度 (2023年度)

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
40	6-2-1	第三期尾道市国民健康保険特定健康診査等実施計画	尾道市国民健康保険加入者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病を中心とした疾病予防を目的として、高齢者の医療の確保に関する法律及び特定健康診査等基本指針に基づいて策定した計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
41	6-2-1	第二次健康おのみち 21 計画	市民の健康寿命の一層の延伸を図るため、本市におけるこれまでの取組、国・県健康づくりに関わる動向等を踏まえ、市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画。	平成 25 年度 (2013 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
42	6-2-1	第三次尾道市食育推進計画	発育・発達過程にある「子ども」に重点を置き、本市におけるこれまでの取組、国・県の食育に関わる動向等を踏まえ、市民の健康寿命の延伸につながる食育を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
43	6-2-1	みんなで生きるを支える尾道プラン（尾道市自殺対策推進計画）	市民の心の健康づくりについて、関係機関が連携し様々な取組を展開することにより、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、みんなで生きることを支えるための取組を包括的に推進するための計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
44	6-2-1	尾道市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザや新たな感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響を最小にするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法や広島県の行動計画に基づいて策定した計画。	平成 28 年度 (2016 年度) ～
45	6-2-2	尾道市高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画	急速な高齢化の進展に伴う諸課題に対応し、今後も高齢者が住みなれた地域で元気でいきいきと暮らすことができるよう、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画と介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を併せて、一体的に策定した計画。	令和 3 年度 (2021 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
46	6-2-2	尾道市第 4 次障害者保健福祉計画	障害のある人が地域の中で安心して暮らせるよう、障害者基本法第 11 条に基づき、6 年を 1 期とした長期的な障害福祉施策の目指す方向性を示した基本計画。	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 令和 5 年度 (2023 年度)
第 4 章 計画推進を支える行政運営				
47	—	第 7 次尾道市行財政改革大綱	厳しい財政状況の中、将来にわたり持続可能な行政運営を実現するため、3つの基本方針（①安定した財政基盤の確立、②効果的・効率的な行政運営、③多様な人材・団体の活躍支援）に基づき、策定した大綱。	令和 2 年度 (2020 年度) ～ 令和 6 年度 (2024 年度)
48	—	尾道市定員適正化計画（第五次）	本市における将来の人口減少や厳しい財政状況に加えて、公務員の定年の段階的引き上げに関する国の動向等も見据え、「効率的な行政運営」を実現していくため、本市の普通会計職員数について、適切な定員管理を目的とした計画。	令和 2 年度 (2020 年度) ～ 令和 6 年度 (2024 年度)

No.	施策目標	計画名	計画概要	計画期間
49	—	尾道市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、全職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる職場環境を目指すことを目的とした計画。	令和2年度 (2020年度) ～ 令和7年度 (2025年度)
50	—	尾道市公共施設等総合管理計画	必要な公共サービスを持続可能なものにするため、公共施設等における適切な規模や在り方等について見直し、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とした計画。	平成29年度 (2017年度) ～ 令和28年度 (2046年度)
51	—	尾道市都市計画マスタープラン	本市を取り巻く社会・経済情勢（人口減少、少子高齢化、環境問題の深刻化、災害の頻発化等）に適切に対応し、市域を広域的に捉えたまちづくりを推進するため、土地利用や道路、公園、下水道等の整備、自然環境の保全等について中長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画。	平成29年度 (2017年度)～
52	—	尾道市・御調町・向島町 新市建設計画	「尾道市、御調町、向島町」「尾道市、因島市」、「尾道市、瀬戸田町」の合併に伴い、まちづくりを総合的かつ効果的に推進し、2市3町の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上を図り、新市の均衡ある発展に資するため、新市のまちづくりの基本方針と具体的な施策の方針を定めた計画。	平成17年度 (2005年度) ～ 令和6年度 (2024年度)
		尾道市・因島市新市建設 計画		平成18年度 (2006年度) ～ 令和7年度 (2025年度)
		尾道市・瀬戸田町新市 建設計画		平成18年度 (2006年度) ～ 令和7年度 (2025年度)
53	—	尾道市過疎地域持続的 発展計画	過疎地域（旧御調町、旧向島町、旧因島市、旧瀬戸田町の区域）の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定した計画。	令和3年度 (2021年度) ～ 令和7年度 (2025年度)
54	—	尾道市まち・ひと・し ごと創生人口ビジョン	人口減少や少子高齢化に適応したまちづくりを進めていくため、国の「長期ビジョン」を勘案して、本市の人口動向を分析し、目指すべき将来の方向性を示したビジョン。	平成27年度 (2015年度) ～ 令和42年度 (2060年度)
55	—	第2期尾道市まち・ひと・ しごと創生総合戦略	国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、市民が豊かな生活を送ることができるよう、人口減少に適応した地域をつくり、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指す計画。	令和2年度 (2020年度) ～ 令和6年度 (2024年度)

13 前期基本計画達成度を測る指標の進捗状況一覧表

令和3年12月末現在

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
1	製造品出荷額等	億円／ 暦年	5,787 (平成26年)	5,975	5,752	5,671	-	-	増加
2	年間商品販売額(卸売業)	億円／ 暦年	2,015 (平成26年)	-	-	-	-	-	増加
	年間商品販売額(小売業)	億円／ 暦年	1,148 (平成26年)	-	-	-	-	-	増加
3	地域産業が活性化していると感じる市民の割合	%	20.6 (平成28年度)	-	-	25.7	-	23.3	25.0
4	創業支援制度利用者数	人	180 (平成27年度)	269	204	240	266	-	200
5	新規事業の展開が進んでいると感じる市民の割合	%	37.7 (平成28年度)	-	-	32.7	-	30.3	40.0
6	ブランド認証農産物(累計)	件	2 (平成28年度)	3	4	5	6	-	7
7	集落法人などの生産基盤面積	ha	574.3 (平成28年度)	634.9	645.0	637.7	564.3	-	600.0
8	主要魚種の漁獲量	t	645 (平成26年度)	626	530	512	-	-	増加
9	6次産業化支援件数(累計)	件	1 (平成28年度)	4	5	6	8	-	3
10	因島技術センター研修修了者数(累計)	人	1,655 (平成28年度)	1,726	1,808	1,878	1,957	-	2,065
11	認定農業者数	人	119 (平成28年度)	124	129	128	130	-	120
12	集落法人数	法人	8 (平成28年度)	8	9	9	9	-	10
13	職場環境が充実していると感じる市民の割合	%	46.8 (平成28年度)	-	-	43.9	-	47.2	50.0
14	女性再就職支援者数	人	未計測 (平成28年度)	16	24	11	事業未実施	-	20
15	総観光客数	千人／ 暦年	6,747 (平成27年)	6,800	6,394	6,826	4,705	-	7,230 (令和2年)
16	観光消費額	億円／ 暦年	264 (平成27年)	271	270	292	207	-	増加
17	外国人観光客数	人／ 暦年	214,045 (平成27年)	286,439	332,048	340,755	99,686	-	290,000 (令和2年)
18	ホームページのページビュー数	万PV／ 暦年	400 (平成27年)	401	752	454	576	-	440 (令和2年)
19	まちなかが賑わっていると感じる市民の割合	%	34.0 (平成28年度)	-	-	32.2	-	32.8	40.0
20	国際交流が推進されていると感じる市民の割合	%	未計測 (平成28年度)	-	-	34.7	-	29.7	50.0
21	他の自治体との広域的な交流が進んでいると感じる市民の割合	%	未計測 (平成28年度)	-	-	26.9	-	25.3	50.0

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
22	尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守るべきものと感じる市民の割合	%	未計測 (平成28年度)	-	-	88.1	-	86.1	65.0
23	歴史的風致の事業（通りの美装化、石畳化）により、尾道らしい景観や風景が良好に保たれていると感じる市民の割合	%	未計測 (平成28年度)	-	-	72.3	-	74.5	25.0
24	転出超過数	人	396 (平成22～26年平均値)	550	544	521	543	568	減少
25	本因坊秀策囲碁まつり参加者数	人	559 (平成28年度)	308	293	283	0	-	600
26	登録文化財数	件	33 (平成28年度)	33	34	34	35	-	40
27	市立美術館入館者数	人	29,672 (平成27年度)	64,207	41,975	65,551	69,009	-	32,000
28	公演入場率(1公演平均)	%	60.5 (平成27年度)	70.3	71.9	61.2	91.3	-	80.0
29	①広島県「基礎・基本」定着状況調査(小5・中2)通過率の県平均と本市との差(小学校)	%	+2.2 (平成28年度)	+2.5	-	-	-	-	+5.0
	①広島県「基礎・基本」定着状況調査(小5・中2)通過率の県平均と本市との差(中学校)	%	+0.4 (平成28年度)	-0.4	-	-	-	-	+5.0
	②全国学力・学習状況調査(小6・中3)正答率の県平均と本市との差(小学校)	%	-1.0 (平成28年度)	-1.5	+0.6	-1.0	-	+1.5	+5.0
	②全国学力・学習状況調査(小6・中3)正答率の県平均と本市との差(中学校)	%	-1.7 (平成28年度)	-0.5	-0.6	0	-	0	+5.0
30	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙(小5・中2)における「外国人と積極的にコミュニケーションを取りたい」と答える児童生徒の割合(小学校)	%	64.1 (平成28年度)	70.6	72.2	67.9	-	64.0	80.0
	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙(小5・中2)における「外国人と積極的にコミュニケーションを取りたい」と答える児童生徒の割合(中学校)	%	55.5 (平成28年度)	62.4	53.1	54.2	-	54.2	80.0

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
31	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小5・中2）における「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合（小学校）	%	87.9 (平成28年度)	90.5	89.5	89.8	-	85.5	90.0
	広島県「基礎・基本」定着状況調査児童生徒質問紙（小5・中2）における「自分の住んでいる地域が好き」と答える児童生徒の割合（中学校）	%	81.1 (平成28年度)	83.5	80.4	78.5	-	79.9	90.0
32	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目数（小学校）	-	男 7/8 女 5/8 (平成28年度)	男 7/8 女 6/8	男 7/8 女 6/8	男 4/8 女 6/8	-	男 8/8 女 7/8	全種目で 全国平均 以上
	体力・運動能力調査の全国平均以上の種目数（中学校）	-	男 2/9 女 2/9 (平成28年度)	男 3/9 女 7/9	男 1/9 女 6/9	男 1/9 女 1/9	-	男 8/9 女 9/9	全種目で 全国平均 以上
33	不登校児童・生徒の割合（小学校）	%	0.7 (平成28年 3月末)	0.7	0.3	0.5	1.0	-	0.4 以下
	不登校児童・生徒の割合（中学校）	%	3.1 (平成28年 3月末)	3.0	2.8	3.1	4.0	-	2.5 以下
34	信頼される学校づくりが進んでいると感じる保護者の割合	%	未計測 (平成28年度)	-	-	45.5	-	44.3	80.0
35	小・中学校の耐震化率	%	91.8 (平成28年度)	95.0	95.7	95.7	97.8	-	100.0
36	小・中学校トイレ洋式化率	%	24.4 (平成28年度)	30.0	39.8	49.6	51.2	-	50.0
37	給食施設ドライシステム化率	%	30.0 (平成28年度)	33.3	36.8	36.8	36.8	-	45.0
38	まちづくりをテーマとした講座受講者数	人	1,655 (平成27年度)	1,754	1,679	2,037	468	-	1,700
39	公民館自主サークル活動延べ人数	人	236,057 (平成27年度)	251,517	230,572	223,262	156,867	-	240,000
40	市民公開講座の受講者数	人	1,401 (平成27年度)	1,730	1,851	1,892	142	-	1,600
41	家庭教育講座の実施回数	回	45 (平成27年度)	43	44	36	23	-	55
42	教育ボランティア登録数	人	542 (平成27年度)	791	862	834	928	-	増加
43	放課後子ども教室延べ参加児童数	人	33,606 (平成27年度)	32,254	32,037	24,901	7,314	-	増加
44	学校、家庭、地域が協働して子どもたちの教育環境を整えていると感じる市民の割合	%	53.2 (平成28年度)	-	-	47.7	-	49.6	60.0

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
45	スポーツ施設延べ利用者数	人	1,459,033 (平成27年度)	1,451,200	1,437,515	1,307,529	1,007,043	-	1,500,000
46	スポーツ大会講習会等延べ参加者数	人	7,489 (平成27年度)	5,844	6,177	6,554	1,493	-	8,000
47	定期的（週1回以上）に運動・スポーツをしている市民の割合（第二次健康おのみち中間評価時のアンケート調査結果）（男性）	%	44.6 (平成28年度)	-	-	-	-	-	50.0
	定期的（週1回以上）に運動・スポーツをしている市民の割合（第二次健康おのみち中間評価時のアンケート調査結果）（女性）	%	42.3 (平成28年度)	-	-	-	-	-	50.0
48	市民のまちづくり活動や行政への市民参加が進んでいると感じる市民の割合	%	36.1 (平成28年度)	-	-	29.4	-	35.4	40.0
49	市民活動支援事業の活動者数	人	1,975 (平成28年度)	2,576	2,633	2,711	2,789	-	2,800
50	尾道ボランティアネットワーク加入団体の会員数	人	1,628 (平成28年度)	-	-	1,426	1,272	-	1,800
51	地域コミュニティが良好に保たれていると感じる市民の割合	%	35.2 (平成28年度)	-	-	39.1	-	46.0	40.0
52	市民活動支援事業の補助採択を受けた地縁団体数（累計）	団体	2 (平成28年度)	3	3	5	7	-	10
53	人権講演会の参加者数	人	900 (平成27年度)	1,016	958	681	410	-	1,000
54	人権が尊重されていると感じている市民の割合	%	54.1 (平成28年度)	-	-	48.3	-	49.6	60.0
55	審議会等委員の女性の占める割合	%	23.2 (平成28年度)	25.1	27.5	27.1	27.7	-	30.0
56	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	%	42.6 (平成28年度)	-	-	38.2	-	37.7	50.0
57	基幹水道施設（配水池）の耐震化率	%	81.7 (平成27年度)	85.0	86.8	86.8	87.2	-	83.0
58	基幹水道施設（管路）の耐震適合化率	%	38.0 (平成27年度)	41.1	41.8	43.0	44.7	-	44.5
59	汚水処理人口普及率	%	43.7 (平成28年度)	49.4	53.2	55.4	57.7	-	60.4
60	身近な道路を安全に通行できると感じる市民の割合	%	48.0 (平成28年度)	-	-	43.7	-	43.8	50.0

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
61	公共交通機関を利用しやすいと感じる市民の割合	%	39.1 (平成28年度)	-	-	36.6	-	34.4	45.0
62	市営住宅のバリアフリー化戸数割合(募集中の住宅の手摺り設置割合)	%	36.0 (平成28年度)	36.0	36.0	41.3	41.6	-	50.0
63	良好な住環境が整っていると感じる市民の割合	%	未計測 (平成28年度)	-	-	29.3	-	29.3	50.0
64	自主防災組織結成率	%	55.0 (平成28年度)	58.4	62.1	62.8	64.2	-	80.0
65	災害対策が進んでいると感じる市民の割合	%	21.2 (平成26年度)	-	-	36.3	-	44.6	40.0
66	交通事故発生件数	件/ 暦年	470 (平成27年)	337	274	257	174	-	340 (令和2年)
67	犯罪発生件数	件/ 暦年	693 (平成27年)	604	512	493	398	-	減少
68	耐震基準を満たす消防庁舎数	箇所	6 (平成28年度)	7	7	7	7	-	7 (すべての庁舎)
69	防災センター来館者数	人	2,205 (平成27年度)	2,397	2,529	2,767	1,060	-	2,500
70	消防団員数	人	1,621 (平成28年4月)	1,639	1,607	1,632	1,585	1,572	増加
71	環境学習参加者数	人	340 (平成27年度)	786	609	714	606	-	600
72	河川のBOD値 (栗原川(栗原小前))	mg /L	4.3 (平成27年度 平均値)	5.1	5.8	3.8	-	-	環境基準 達成 (基準値達 成済み)
	河川のBOD値 (栗原川(日小橋))	mg /L	2.4 (平成27年度 平均値)	2.4	2.0	2.7	-	-	環境基準 達成 (基準値達 成済み)
	河川のBOD値 (藤井川(木門田川合 流前))	mg /L	0.7 (平成27年度 平均値)	1.1	0.9	1.2	-	-	環境基準 達成 (基準値達 成済み)
	河川のBOD値 (藤井川(三成))	mg /L	1.1 (平成27年度 平均値)	1.5	1.5	1.3	-	-	環境基準 達成 (基準値達 成済み)
	河川のBOD値 (御調川(府中市境付 近))	mg /L	0.7 (平成27年度 平均値)	1.6	1.0	1.4	-	-	環境基準 達成 (基準値達 成済み)
73	海域のCOD値 (尾道市周辺海域)	mg /L	1.3 (平成27年度 平均値)	1.5	1.5	1.5	-	-	環境基準 達成 (基準値達 成済み)

No.	指標名	単位	基準値	実績値					目標値
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
74	市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	g／人・日	438 (平成27年度)	427	425	434	433	-	420
75	ごみのリサイクル率	%	16.5 (平成27年度)	15.8	15.4	14.5	14.3	-	現状維持
76	合計特殊出生率	-	1.53 (平成20～24年)	1.55	-	-	-	-	1.62 (平成30～令和4年)
77	乳幼児健康診査受診率(4か月児)	%	98.2 (平成27年度)	97.8	98.0	97.7	89.8	-	98.7
	乳幼児健康診査受診率(1歳6か月児)	%	96.3 (平成27年度)	98.4	96.3	97.0	96.6	-	96.8
	乳幼児健康診査受診率(3歳児)	%	93.0 (平成27年度)	95.5	96.6	95.8	97.8	-	94.1
78	乳幼児健康診査要精密者(健診時)の受診率(4か月児)	%	95.3 (平成27年度)	82.1	88.0	82.4	96.4	-	96.8
	乳幼児健康診査要精密者(健診時)の受診率(1歳6か月児)	%	84.8 (平成27年度)	85.0	94.9	95.5	97.1	-	90.0
	乳幼児健康診査要精密者(健診時)の受診率(3歳児)	%	83.5 (平成27年度)	84.5	79.3	77.8	83.3	-	90.0
79	不妊治療により妊娠に至った人数(一般不妊治療助成制度を活用した人)	人	11 (平成28年度)	27	23	29	27	-	20
80	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	%	92.3 (平成28年4月)	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0
81	健康寿命(男性)	歳	77.54 (平成22年)	78.90 (平成27年)	-	-	-	-	延伸
	健康寿命(女性)	歳	82.07 (平成22年)	82.33 (平成27年)	-	-	-	-	延伸
82	特定健康診査受診率	%	34.7 (平成27年度)	37.2	36.9	36.0	-	-	60.0
83	シルバーリハビリ体操延べ参加者数	人	20,104 (平成27年度)	27,563	26,540	25,542	15,524	-	30,000
84	ふれあいサロン延べ参加者数	人	70,662 (平成27年度)	71,530	70,060	66,672	34,715	-	73,000
85	高齢者への支援体制が充実していると感じる市民の割合	%	52.1 (平成28年度)	-	-	47.2	-	59.3	60.0
86	障害者福祉が充実していると感じる市民の割合	%	53.7 (平成28年度)	-	-	41.3	-	46.9	60.0
87	認知症サポーター養成者数(累計)	人	14,387 (平成27年度)	16,890	17,872	18,638	19,139	-	19,000
88	くらしサポートセンター尾道新規相談件数	件	172 (平成27年度)	236	227	228	635	-	365
89	医療体制が充実していると感じる市民の割合	%	51.6 (平成28年度)	-	-	49.4	-	55.2	55.0

14 用語解説

	用語	解説(意味)
あ 行	空き家バンク	空き家の所有者等から提供された情報を集約し、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。
	アセットマネジメント	資産(asset)を効率よく管理・運用(management)すること。
	新たな日常	三密の回避やソーシャルディスタンスの確保、リモートワークの実施など、ウィズコロナ・ポストコロナの時代に求められる生活様式。
	域内総生産	都市圏、経済圏や県など、一定の地域内で生産された物やサービスの付加価値額の合計。
	移住相談ネットワーク	住まいや仕事の相談など、移住促進に関係する行政・民間双方の窓口が、相互に連携して移住促進に取り組む体制。またその窓口の総称。
	イノベーション	モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデル等に新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすこと。
	医療的ケア児	生活する中で、たんの吸引や経管栄養(チューブによる栄養剤の注入)等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。
	インバウンド	海外から日本へ来る観光客。
	ウィズコロナ	新型コロナウイルスとの共存・共生。
	エンパワーメント	権限を与えること。
	汚水処理人口普及率	行政区域内の総人口に占める汚水処理人口(下水道処理区内人口のほか、浄化槽等の汚水処理施設の普及人口も加えたもの)の比率。
	尾道 COOL CHOICE プロジェクト	地球温暖化問題についての発信や、温室効果ガス削減に向けた具体策の実施に向け、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の取組を推進するための啓発事業。
	尾道市障害者サポートセンター	障害のある人、その家族、関係者からの相談を受け付ける窓口。
	尾道市美術館ネットワーク	尾道市内の6つの美術館・博物館による充実した鑑賞機会の提供と情報の共有化や発信に努める連携組織。
	尾道15年教育	0歳から15歳までの子どもを対象として、就学前教育から学校教育へ滑らかに接続していく教育計画。
尾道ブランド	農産品のブランド化と、尾道の教育、行政の進め方など、尾道型のまちづくりをブランド化すること。	
か 行	カーボンニュートラル	活動により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。
	海事産業	海運業・造船業・船用工業の総称。
	海事都市	海事産業が集積した、特色ある都市。
	学校給食衛生管理基準	学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理、その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準。
	カリキュラム・マネジメント	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき、教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に行うこと。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。
	既存住宅ストック	ある時点までにその地域に蓄積されている既存住宅。

	用語	解説（意味）
か 行	北前船	江戸時代から明治時代にかけて、大阪から下関を経て北海道に至る「西廻り」航路に従事した日本海側に船籍を持つ海運船。
	規範意識	道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識。
	キャリアコンサルティング	労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。
	急性期医療	病気の発症から回復期や亜急性期まで移行するまでの期間における医療。
	共助	社会保険制度、医療や年金等の相互扶助。
	行政運営プロセス	業務を実施するうえでの進め方・流れ。
	行政評価システム	PDCA サイクルを定着させ、行政の無駄をなくすことや行政の説明責任を果たすことを目的とした行政経営のためのシステム。
	協働	市民と市が対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。
	緊急消防援助隊受援体制	緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制。
	グローバル・パートナーシップ	地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など、世界的問題の解決のため提携すること。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。
	健康診査	診察及び各種の検査で健康状態を評価することで健康の維持や疾患の予防・早期発見に役立てるもの。
	光化学オキシダント	工場から排出される煙や、自動車の排気ガスに含まれている窒素酸化物（NOx）や炭化水素等が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし変化した、オゾン（O3）を主成分とした有害な物質。
	高次医療機関	「1次医療機関にとっての2次医療機関」「2次医療機関にとっての3次医療機関」を意味する語。一般的にCTやMRI等の高度な検査機器を持った、専門的な治療が可能な医療機関を指す場合が多い。
	公助	行政機関等による支援。
	交通空白地	一定の距離に駅やバス停、港等がない地域。
	高度情報化社会	コンピューター技術やインターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展により情報が行き交いやすくなった社会。
	交流人口	地域を訪れる人々のこと。定住人口に対する概念。
	互助	地域・住民同士がお互いに助けあうこと。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う拠点。	
子どもの居場所づくり	生活や学習等の環境に困難を抱える子どもを対象に、安心して過ごせる居場所を提供すること等により学習習慣の定着や生活習慣を整え、将来の自立につながる力を身に付ける活動。	
コミュニティ・スクール	学校と地域住民や保護者が一体となって学校運営に参画し、「地域に開かれ、地域とともにある学校づくり」を推進する仕組み。学校運営協議会が設置された学校をコミュニティ・スクールという。	

	用語	解説(意味)
さ 行	サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売までの全体の一連の流れのこと。
	シェアオフィス	同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィス。
	資源循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、有益なものは資源として活用しながら、適正な処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。
	自殺死亡率	人口 10 万人当たりの自殺者数。
	市史編さん	市の歴史について、いろいろな材料を集め、整理・加筆等により書物にまとめること。
	自主防災組織	地域住民が連携し防災活動を行う組織。平常時には災害に備える取組を行い、災害時には被害を最小限に抑えるための応急活動を行う。
	自助	自分のことを自分ですること。
	シティプロモーション	観光客増加、定住人口獲得、企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。
	シビックプライド	市民がまち（都市）に対して持つ誇りや愛着のことで、「まちを良くしたい、自分はまちの一員なんだ」という「当事者意識に基づく自負心」のこと。株式会社読売広告社の登録商標。本市においては、「尾道愛」とも表現する。
	姉妹都市	文化交流や親善を目的として、結びつきをもつ都市と都市。本市においては、今治市（愛媛県）・松江市（島根県）。
	住宅セーフティネット	低額所得者、高齢者、障害のある人、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人の居住を支援する仕組み。
	住宅マスタープラン	住宅政策の基本的な方針を示す計画。
	集落法人	集落（1～数集落）が 1 つの経営組織となって、集落の農地を 1 つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う組織。
	情報リテラシー	情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力。
	初期臨床研修医	医師免許取得後、大学病院または臨床研修病院で研修を受けている医師。
	食育	心身の健康の基本となる、食生活に関する様々な教育。
	自立支援型ケアマネジメント	運動機能等が低下し、日常生活における家事等に支援が必要となった高齢者に対して再び自分でできるようになるための機能訓練や生活援助等を提供し、高齢者の生活の質（QOL）を向上させること。
	シルバーリハビリ体操	体への負担が少なく、高齢でも楽しんで行え、歳を重ねるごとに動かしくくなる関節の動きを維持・拡大するとともに、普段使わない筋肉を伸ばすことで、立つ・座る・歩く等の日常生活動作を楽にする効果がある介護予防体操。
	塵芥処理場	ごみ処理場。
	新興感染症	最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
	人生 100 年時代	100 歳まで人生が続くのが当たり前となる時代。
	水源涵養	雨水を蓄え、水源の枯渇を防ぐとともに、河川の流量を調節し、洪水を防ぐこと。
	スポーツ・ツーリズム	スポーツを「する」「観る」「支える」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行。旅行者が全国各地でもスポーツに親しめるような環境の整備や提供を含む。

	用語	解説（意味）
さ 行	スマートシティ	都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安全・安心に暮らせるまち。
	スローフード	伝統的な食材、料理方法、質のよい食品やそれを提供する生産者を守り、食生活や食文化について考えていく活動。
	ゼロカーボンシティ	2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体。
た 行	対外直接投資	国外で事業活動を行うために企業を買収したり、生産設備等に投資したりすること。
	多文化共生社会	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていく社会。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
	地域おこし協力隊員	都市地域から生活の拠点を移し、地方自治体の委嘱を受け、おおむね3年間、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援等の地域協力活動に従事する人材。
	地域コミュニティ	一定の地域を基盤として、そこに暮らす地域住民が構成員となって地域づくり活動や地域課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体や組織（集団）。
	地域循環共生圏（ローカルSDGs）	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
	地域生活支援拠点	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談及び緊急時の受け入れ・対応等の機能をもつ場所や体制。
	地域包括ケアシステム	高齢者等が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。
	地先	その陸地に面する付近の水域。具体的な距離は決まっていない。
	庁内デジタルファースト宣言	人口減少、少子高齢化等の地域課題の解決や、社会の変革に対応するため、尾道市のまちづくりの方向性を示した宣言。
	低未利用地	長期間にわたり利用されていない未利用地や、周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い低利用地。
	デジタル・ガバメント実行計画	データ環境の整備や行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化のための基盤を構築していくために制定された計画。
	デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用して、平面ディスプレイやプロジェクター等によって映像や情報を表示する広告媒体。
	デジタル社会	デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会。
	テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、勤務場所から離れて、自宅等で仕事をするなど、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
	電子商取引	インターネット等のネットワークを通じて行う商取引。
特殊詐欺	面識のない不特定多数の者に対し、電話等の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、現金を交付させる等の詐欺。	

	用語	解説(意味)
た 行	特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等。
	特定健診	メタボリックシンドローム・生活習慣病の予防と早期発見を目的とした、公的医療保険に加入している40～74歳のすべての方を対象に実施されている健診。
	特定保健指導	特定健康診査結果に基づき、メタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる管理栄養士・保健師等の専門職による健康支援。
	都市的土地利用	都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用。
	ドライシステム	床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用することで、床が乾いた状態で作業を行うことができるシステム。床からの跳ね水による二次汚染を防ぎ、湿度を低く保つことで細菌の増殖を抑えて食中毒の発生要因を少なくすることができる。
な 行	ナショナルサイクルルート	「日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルート」を国が指定する制度。
	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を活かし、日本の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。
	ニュースポーツ	誰もが、いつでも気軽に楽しむことができるスポーツ種目。20世紀後半以降に考案された種目や外国での歴史は古いが、日本ではあまり知られていない種目(ペタンクなど)のスポーツを指す。
	人間性の涵養	水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくり人間性を養い育てること。
	認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えるもので、都道府県知事の認定を受けた施設。
	農地所有適格法人	農地法の規定に基づいて、農業経営を行うために農地を取得できる農業法人。
は 行	働き方改革	働く人々が、個人の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。
	パブリックコメント	地域住民等から広く意見を求める政策決定手法。
	晩婚化	世間一般の平均初婚年齢が過去と比較して高くなること。
	晩産化	世間一般の平均出生時年齢が過去と比較して高くなること。
	微小粒子状物質	大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径(粒径)が2.5μm(0.0025mm)以下の非常に細かな粒子。
	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群。
	避難行動要支援者	高齢者、障害のある人、乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やその恐れがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を要する人。
	広島臨空広域都市圏	広島空港をとりまく三原市、竹原市、尾道市、東広島市、大崎上島町、世羅町で構成される圏域。
	備後圏域連携中枢都市圏	福山市を連携中枢都市とし、備後圏域の三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市で構成される圏域。

	用語	解説(意味)
は 行	フィルムコミッション	映画やテレビドラマ、CM等のあらゆる映像製作を支援するため、エキストラの募集、撮影に関する地域の情報提供等を行う機関。
	フォアグラハギ	ウマツラハギの肝を特殊な養殖技術で大きくしたブランド魚。
	福祉まるごと相談窓口	「8050問題」(高齢の親とひきこもり状態にある子どもが同居している世帯が抱える生活課題)や「ダブルケア」(介護と子育て)など、複雑で多くの問題を抱えて困っている方の相談支援窓口。
	浮遊粒子物質	大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径(粒径)が10 μ m(0.01mm)以下の非常に細かな粒子。
	ブランドサイト	情報の発信者が持つブランド価値やイメージの向上を目的として設けられているサイトの通称。
	ふれあいサロン	公共施設等の身近に集える場を利用し、地域の高齢者等が、地域の仲間と一緒に楽しく過ごす場所。
	フレイル	加齢により心身が衰えた状態。
	放課後児童クラブ	共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
	包摂性	社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会(地域社会)の一員として取り込み、支え合う考え方。
	ポータルサイト	インターネットにアクセスするときの入り口となるWebサイト。
	保健推進員	市長から委嘱され、地域の方々の健康保持・増進のために活動しているボランティア。
	ポストコロナ	コロナ禍の後。
ホストタウン相手国	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、事前キャンプ等を通じた相互交流を目的としたホストタウン事業の相手国。本市においては、メキシコ合衆国・パラグアイ共和国。	
ま 行	マイナンバーカード	住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)、顔写真等が券面に記載されており、本人確認のための身分証として利用できるほか、ICチップに記録された電子証明書を利用し行政サービス等を受ける事ができるカード。
	マリナクティビティ	海を活用した観光・スポーツ・レジャーの活動、サービス等。
	みなとオアシス	「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設を国土交通省港湾局長が登録する制度。
や 行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども。
	有害鳥獣	人畜や農作物等に被害を与える鳥獣。
	友好交流都市	文化交流や親善を目的とした交流を定期的に行う都市。本市においては、オンフルール市(フランス)・釜山広域市(韓国)・嘉義市(台湾)・台中市(台湾)。
ら 行	リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり、付加価値を与えること。
	臨床研修医制度	診療に従事しようとする医師が、2年以上の臨床研修を受けなければならない制度。
	歴史的風致	地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な環境。

	用語	解説(意味)
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
	ワーケーション	「ワーク」(労働)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語。観光地やリゾート地等でのテレワーク(リモートワーク)と休暇を組み合わせた過ごし方。
	ワンストップ	ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所。
数 字	2025年問題	団塊の世代が75歳以上の高齢者となることにより、医療・介護費等の社会保障費の急増が懸念される問題。
	2040年問題	少子化による急速な人口減少と団塊ジュニア世代が高齢者(65歳以上)になることで高齢者人口が最大となる2040年頃に、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機。
	6次産業	農林水産物の生産をベースとした加工、販売サービスの提供のこと。1次産業、2次産業、3次産業が一体となった産業体系。
アル フ ア ベ ット	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピューターシステムのこと。
	ALT	Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。
	BOD値	Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。河川の汚濁を測る指標の一つ。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。
	COD値	Chemical Oxygen Demand の略。化学的酸素要求量。湖沼や海域の汚濁を測る指標の一つ。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。
	DMO	Destination Management/Marketing Organization の略。観光物件、自然、食、芸術・芸能など、当該地域にある観光資源に精通し、地域とともに観光地域づくりを行う法人。
	DV	Domestic Violence の略。夫婦や交際相手等の親しいパートナー間で行われる暴力。
	DX	Digital Transformation の略。デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語。
	GIGAスクール構想	学校において、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもたちを含め、多様な子どもたちを誰1人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想。
	ICT	Information and Communications Technology の略。情報通信技術。
	IoT	Internet of Things の略。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続し、情報交換する仕組み。
	LGBT	Lesbian Gay Bisexual Transgender の略。女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性同一性障がいを含む性的違和の頭文字をとった言葉。
	MaaS	Mobility as a Service の略。スマートフォンやPC等で利用可能なアプリ等により、地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
	NPO	Nonprofit Organization の略。非営利団体。ボランティア活動等の社会貢献活動や慈善活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

	用語	解説(意味)
アルファベット	PDCA	Plan Do Check Actionの略。施策等の計画を策定(Plan)、実施(Do)実施結果を評価(Check)して改善(Action)に結びつけその結果を次の計画に活用すること。
	RPA	Robotic Process Automationの略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組。
	SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域)	地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として観光客の誘致を図る地域での取組を「農泊 食文化海外発信地域」として認定する制度。
	SDGs	Sustainable Development Goalsの略。持続可能な世界を実現するため、17のゴール・169のターゲットから構成されている国際目標。
	SNS	Social Networking Serviceの略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。
	UIJ ターン	3つの人口還流現象(Uターン、Iターン、Jターン)の総称。 Uターン：出身地から進学や就職のため地域外(主に大都市)に出た後、出身地に戻ることに。 Iターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。 Jターン：出身地から進学や就職のため地域外(主に大都市)に出た後、出身地の近隣地域に戻ることに。
	Well Being	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。

尾道市総合計画 後期基本計画

令和4年(2022年)3月

尾道市企画財政部政策企画課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
TEL : 0848-38-9316 FAX : 0848-37-2740
E-mail : kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp